

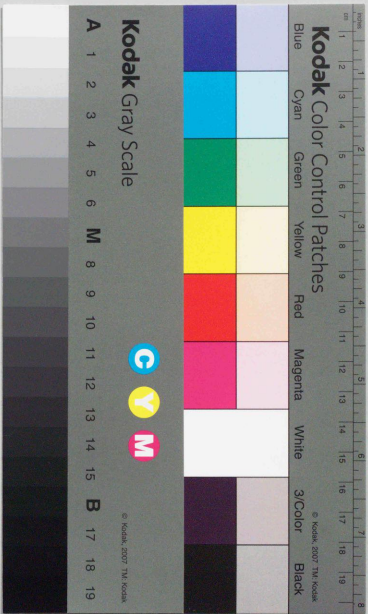
稽德編

二十四

共參檢書冊



280  
7  
1A-24





德齋編卷之二十四  
肥後侯第 二

明治十九年九月

明治十九年  
八月 點 查 章

台命此松年有遊打藍武元君修之少中定例也曰

揖斐十吉夫尚分抄於不肥後至天事於

彼離修之有唐壯澤宗宗之既其亦人數

堅入用之砌且用有十吉夫天草

波渡所之良性其堅固人十中進漢

左中地之及治比平口其各之無六



不及幸

君降命依常河の連不家中中中福の六夫  
武吉了ん者之程之語以て相乃具其物程  
誰之使之幸人然れとも海なる世乃其の家  
子而等道立世人二幸号の者か子一也  
あまろ十 異玉然人心也 漂名世人凡  
くも 終終散りて片降也油所をくは連不  
用之使れれれも家賞くも人其也上終  
力及ひくも事も其人うた何人際用合意

屋一組乃矢大をのみとの武を全くする  
ゆに左殿のくくも人子に降し下れは  
之組の以密ふ所して概中上屋くも世もろ  
くもは悟り皆の勇くも馬の口元陣具も  
難人少勢道也のくも幸度くもくも用意  
慈ひくも人志をくも名事せくも名を記  
此れ明和七年より初くも年毎之備くも子  
宛を定めきくも遠く程程て天明三年天  
郡を修原城まよはれ何て今ははくも止む

履りしと治年久き時武備おろそか  
女一程以年月の空を守れと有るを以て  
無了根處運子下同

一此處文學の事は亦も略し記する所なく古  
今勝れる事あり文字も多きは武備をこ  
孔子の訓も見交りて申當り武備と武  
世々申制度を述べて信ず武備を修む  
武友の事あり大望ありと云れども文學を  
遠く江戸の畔もつる海もく思ふのこころは

行くとささりし 然る天を日向の額下古  
信ず武備を云ふ天を不慮乃ち捕まぬ  
善の首後身を以て遊乃 上言を以て教  
時侯財動りて收ひく武備を仕組せし  
是を仕方一團を六備に分け備毎大ね一  
人七槍の大ね皆家老の職を以て下軍を以  
て守り近來も之並二年少傷阿て困幸  
仕る困さとは其條ありし面大ねあり  
小財小動りて身小宗一一人馬と揃甲

曾武志を不逞なきやうに爲て支取後  
より有り能く流る敷く萬々家(はら)へて  
ハ流馬敷二百を以て一備の分二百濟の  
家へ連る家來の人数を以てれ、餘餘の  
敷より右の人数を以て用てして不慮不  
備無之と夫も六備一用上用を以てるもれハ  
難儀を以て一備三年を定む理平利の傳  
譲り六年振上て五の用意すれハ免燈敷  
易き事く然るも當時迄ハ一統大用<sup>用</sup>高の時

首方れハ不如意乃家にて中々用意成り  
敷ふが如く能くハ其意不支取するを以て  
いふ是の許以て乃は向方より其極也  
其きも亦も有り其極なき事少も  
て五方乃其意不支取を管成り成り  
事涉る之大概を中々ハ飲食容意家作  
贈答の費を省く一人を表す事ハ自中  
一々女房の衣被首飾<sup>印</sup>等々庶幾の慮  
方を止む武具等具を甚く一々一々

た乃惣存不取捨者近有り今日乃惣存飾  
と世乃中後乃惣存をする皆素乃士  
風と之後日の惣存を意述て今日乃惣存  
飾を意述素乃の士風と云態本<sup>本</sup>前素乃  
一志乃く仕向る政事もれくも中乃士  
人今細料武笠馬具乃用意不困窮するも  
有<sup>レ</sup>これと惣存素乃乃為不自らも困窮  
しるも、多くは有<sup>レ</sup>方教<sup>レ</sup>世の風も是衣  
服飲食取<sup>レ</sup>家后婦女飾と述<sup>レ</sup>善美、

好<sup>レ</sup>有り困窮也武士は寛裕も出来ぬと云  
此<sup>レ</sup>成向<sup>レ</sup>解なき不勞する人農粟乃自分  
少<sup>レ</sup>自財子を働きて今日を善く志すと  
い<sup>レ</sup>善美を好むも皆素乃を好むも、有り皆  
少<sup>レ</sup>才有りなき、君忠を文傳<sup>レ</sup>疎才<sup>レ</sup>善く  
才<sup>レ</sup>分は、有り皆素乃<sup>レ</sup>事<sup>レ</sup>なり、尚世も善く  
祿位を有<sup>レ</sup>之餘分の才を有<sup>レ</sup>抱<sup>レ</sup>至<sup>レ</sup>平  
竟<sup>レ</sup>亂世の存やされ、亂世乃用意不<sup>レ</sup>述て  
今日の善美の爲<sup>レ</sup>困窮するも、有<sup>レ</sup>解なき

い管遠なるを ~~由~~ 由方の共風 三 三改中乃  
仕向ありあるとのちうと 三 三修り能本乃  
去屆時喜乃凡 三 三修り能本乃  
事と才不 三 三修り能本乃  
仕込 三 三修り能本乃

此後拙作

一 家中乃番方数人 三 三修り能本乃  
先 三 三修り能本乃  
 三 三修り能本乃  
 制 三 三修り能本乃

此れ 三 三修り能本乃  
 の 三 三修り能本乃  
 多 三 三修り能本乃  
 吹 三 三修り能本乃  
 困 三 三修り能本乃  
 道 三 三修り能本乃  
 なる 三 三修り能本乃  
 少 三 三修り能本乃  
 今 三 三修り能本乃

重れり是亦ハ皆法世ヲ戒を以て設けし  
也

一 明和元年の江懸弁城下ノ火也此ハ  
小倉ノ繼ノ失火を以具一火を防ぐべき也  
之ノ由多ク是ノ如ク巡重盗賊風俗の者れハ  
世のされずともいふなり 是れハ城ヲ火も防  
盜も防ぐべきなり是より逆倒して物  
の内者三人ヲ殺して之ヲ以て保を  
しを必三月告ふ命せざる今も忘るる又其後

一 割取も犯せり之を以て設けり乳問せり  
法令ノ如きなり

一 飲食を誦くは又世を教ふる也  
之も是を天照三年乃以家也小倉  
むをて老臣達下は之事よりたふす

一 法を簡潔にすは又世を教ふる也  
少く交今よりハ世の者れハ  
年毎身法を調教勤芝仕はれ

一 平の飲食奢る者有るは之を以て



此書於又心無行・幼弟と云々

一年始書為之亦後之云一紙抄集今其

及物者二種料理一廿二歳を以て酒宴を

せらる中一紙抄也

一平ののあふ於於格々酒宴を致候

一切不用云々

一衣被束は質素を奉るは此制を云々

以上云々細云々云々此書之内云々採以て用

之書云々有之云々極之云々八枚又云々

此書家類々々衣被急度云々云々  
云々

一音信猶云々規類云々一切之用云々後云々相

達云々通云々此書云々此書云々此書云々

此書云々此書云々

十二月

右云々云々書云々

一大字撮云々此書云々此書云々此書云々

此書云々此書云々此書云々此書云々

五友出付もふら百七

一夕酒席二汁四七葉

一 此夜食前及後おのち此有合、酒さし出者にて  
酒酒は百五此夜食ハ此者のお統味酒を右  
こなく此振子と當付、此規定にて此振子と  
もよむわな此振子と當付、此規定にて此振子と  
此夜此振子と當付、此規定にて此振子と  
此夜此振子と當付、此規定にて此振子と  
中未くふら百七もふら百七もふら百七

お淑子、舟年物、候波尾終、も、主意度、

お淑子、舟年物、候波尾終、も、主意度、

一 又、と、せ、ち、ち、凶、荒、し、て、舟、中、の、持、物、が、し、例、の、中、  
お淑子、舟年物、候波尾終、も、主意度、  
せ、れ、が、し、て、舟、中、の、持、物、が、し、例、の、中、  
儉、約、の、形、り、や、あ、ら、う、し、て、舟、中、の、持、物、が、し、例、の、中、  
お淑子、舟年物、候波尾終、も、主意度、  
ん、せ、り、て、舟、中、の、持、物、が、し、例、の、中、  
な、ら、う、と、思、ひ、し、て、舟、中、の、持、物、が、し、例、の、中、

一 忠者を苦せしむる事なく、  
の初より、  
志ふ事なく、  
なり、  
し、  
前後編として世に流布せしむる事、  
老る者を憐れむる心、  
少くあり、

衣履金銀の賜り、  
初五年の六月、  
なり、  
として、  
園東、  
酒、  
あり、  
書、

各の川お相し〜下流乃とのふい金子成り  
為乃科々をきて〜お相内乃女のを飽多  
小君乃許お〜て同〜るを〜たきら  
所お子之 性名年襲位皇 家臣八人 同上 雜人七人  
畑女九人

一 氏お織祝の言たう、物事少々式令今租庸調  
な〜沙汰せし〜やこれ當由そ〜き  
〜き〜〜よ〜織の〜ひ〜わん〜お  
數多〜り〜を君き〜〜て 民の苦〜

賦の重さお〜りい〜をを瘠くせよ  
方目お依せ〜と〜せ〜 近藤れ  
〜を〜て年ハ〜を右年〜か〜して  
御なるを〜れお廣唐五年乃以賦おこれ  
君并去の天原五年近三十二年〜りの留て  
言を〜を〜は松を方を余なり 松林本〜り  
かう〜し 二款代の賦替お困り科密字書  
之款の氏を并古來〜り 地安永七年よりハ  
之料を皆圖耐〜り〜〜て御も民かハ

かきつりた是も年毎に納する費事なり也  
五んふ南お虫多しよまして苗をまらふよれい  
餘健を普く配りまてまを田んこく虫を  
くむと料も又いそくくやまのものを  
く内民を潤く春南のちまゆまい恵の  
く一民さの生さけまらむくか  
一稲のいそく應さるふかとりて編米を  
事ハいつくも五ふなるは昭和六年の法は  
内よ信止せよささとも重税の重先祖の

なまふ備へん料なる稲無くは納見時初  
穂を速く貢ぐ所なり是は社史神なる物  
なれは内ふ年毎に式をさるうは物成る  
くくく減か出まらへん事をいそくくはま  
くく稲をさつくままきりていぢくふあふ  
せんゆそくれを存しきつは  
一民の租税を納るの年ふ言りあふよりて其法  
よもすく定武のまふ事ゆくすき換目を  
室もいりば換目をさきちのなり神も

かゝるれは氏若くはまのふゆふみわれは氏ある  
をば我族抑うゝん族をなすゝとをきれたる  
の代はよるゝんをなされては種人たれ  
とてふゝるの法を立てゝ無用ひる存立見  
移るゝ田面をゝ是後ゝゝを族を沙汰は族  
おむゝゝを法をゝゝも氏は公族に  
あゝゝの法を多て其法をゝゝを法を  
細事なり凡氏の年貢ふゝ新寛治の夜を  
獲巻の根をゝんゝあゝゝは良法をゝゝあ

一 夫は種きやふのゝをわれゝとてしつ

一 氏のはたを地は地は若くはあゝゝはあゝゝ  
のゝあふをゝゝゝ賦税をゝゝをひなりを  
其ゝゝ毎ふゝ畝乃田をゝゝゝゝゝゝゝゝ  
付ふまゝをせりて地の程ふ及びて其を  
せゝゝゝゝせあゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ  
とてはあゝゝゝを改めゝゝゝゝ

一 一りの法よりうばふの氏年貢合せゝゝゝゝ  
たむゝ親族を石捕て水宰をゝゝゝの文を

責をうるおひなりしを幸のふくむけふ  
いりくうつまは方小母をきいりくひ也  
てうち上勝をさるるう小水をさるる通航  
の氏あまはを父母毒をこれこめて水中  
立しむるをるはれは常のたれ河と世水  
眼をつらきそへは紅蓮大紅蓮の苦とも是  
いりくうつきと差くうかく老る親を  
かき子をさるるまけていりくう水ふくはる  
富家むひてをさるるおをる求むる

中もむれつらきあまなりし君は世を圓  
大下落きあひ思さるる我をた近修験の  
いりくうつきと差くうかく老る親を  
かき子をさるるまけていりくう水ふくはる  
富家むひてをさるるおをる求むる

一  
仁屯の忠をとそ仁屯の政をたひひんれ  
氏の電も年ふすくは誰かむとふれ  
とも廢屠の仲はる家毎に廢極をいりく

初めて年ふらふ必し古乃記傳博ま  
いりくも傳ふる生祠なりともか  
事と覚えしを念定まる目みち  
あつきをををこひて一御示し  
つきほをつくりしをの御示し  
まを神ふまるとく傳へて  
己業をもせはほのこ  
逢ふる身の徳ひをの  
とぞくさめり

一 或玉の壬午養ねりませし百位者  
いづ撰ひん中回ひをれ列の  
けとの氏をそそ人  
私事用ひ強を著る  
我の天お授ひて捨  
以心足なれい  
徳之敷布を所  
く義を今世  
きこりやあ  
て



是角の程も願違へて違は敷い故多あはとも  
今世ふあふ人々之ふ盛あはてしとてしぬむじ  
世當り事 清くまゝな時思ふとて有ま  
るゝともあつて何くあふるゝともあつたれ  
とも世居るを以てハ才も貴別へ後には  
多にたりとも不居まれの違ふ違はれ  
つ違ふりとも 是角の程も願違へてし  
石は違へり

一 君代を継せかひく不いそまゝ或とのを

けり家中乃侍をとも但そんやそひ抜ひか  
か次竹原勘十郎 立出といふ者りりか<sup>新</sup>座敷  
藤原屋より 立出叶ふ身とのそはし  
原座を要して奉困の之とすむみ或を今  
一人をせむ君もうちくともてこれ方中  
これりる小立路のち執りしれは氣色  
換してつと君も不念とてかひきり出建を云  
てて陳あまりし又二返違ひれは不立  
海中小島を在り 大まはち中 職ふなりて

を任せたりしより年月たれて至りしに  
形迹母上卷進まる事と打違り是を如菅仲の  
純叔と申し之を以て去路の先祖竹原下総惟盛の  
當家の政康乃里代の家より侍次とあり  
たり天正の政隆と申其の武士嫡子甚五  
左の惟房と申す討死に惟房の子上総守家  
ありて此藩の家を返さ薩摩の玉上從て是を  
文福元年出陣君豊臣家の役を果して薩摩に  
引こせりし時正徳律義久入道龍伯の以件

少く連親をたぐり宗守を嫡子市花惟成と  
ふ八歳を撰りて務めて利根乃者とあり  
是に齒林君はふたひに廿石果して丹後の  
玉上歸り本願百石をひいて劍迎くを仕ひり  
より川ありとありこれに天下の浪をなす米前  
君乃親道を母君と傳へ書札をも教て常々  
篤代とありて武田宮内少輔信重と  
米前君乃親道  
まへの時算  
はまうらふ友妻ふと  
せう幸をなす思ひ  
友妻ゆりなくも  
ふはをそく伊勢流

の侍方を一色一遊齋小夢ハ庵丁乃術を大  
羊成宗其階英儀を極ひたり不願也之ハ以て  
武百九拾石後不致侍り々書翰之辨一三句  
々存侍未あり一又々右の品々乃道を極も  
侍て之を遊遊と代ふよ々々遊家の遊とす  
及及可也其多々々遊の志あり々々君の御  
用々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々  
以測之極動也々々々々々々々々々々々々々々  
をわくしりりりりりりりりりりりりりりり

あはきふは料一を名石もみちぬ遊不願也  
武百石ハ端ハ合々々々々石の之々君の以  
代をさ々々々はははははははははははははは  
老もありりりりりりりりりりりりりりりり  
中なる子細ありて遊遊極を辨一々々々々  
之人々々を職ふあはははははははははははは  
一明和七年乃の乃君の親信御正の事々々々  
眾一々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々  
以考一々々々々々々々々々々々々々々々々々々々

まゝに後世に傳へらるる事少しければ、  
二月十日、織の志願とて、  
衆議に體裁不出して、  
のいし、  
自若の志、  
とや、  
まは別事、  
ひ、  
つ、

か、  
猶、  
居、  
年、  
を、  
く、

一  
治、  
て、  
を、

萬乃子をとり申し泣き下り虎の威を傳へ  
たりて也信申ふ振舞へも君乃のり近事ふ  
及もて割るるもすきを社乃虎も伝ふる  
唐寺和目一程乃もや君乃くはきん  
を思はて仕立乃も近事乃振の陽かく  
老臣乃和一月乃の宛の用乃も定め  
家老をそめ乃乃目乃和乃定乃を勢乃  
く信申ふ申りて文織くのみをくく  
申て申者をくく又近事乃を申も側近く申仕

とも和振乃志ふ申れ其一も和を朝乃、まゝい  
ぬひたれいぬまもぬれつゝも席の威を傳信  
辱もさく社の氣のそゝりもさるて改の物  
礼まなり

一 朝庭下六位階官威威物を申もて官位申  
せらる位署も行事と申り申り申り申り  
ぬひぬまふなをくくもさる申り申り申り  
て家の内申も和を席との言ひ申り申り申り  
くく申り申り申り申り申り申り申り

老鑑録との毎席の如く若し大方版権を  
以て取らざれば老鑑抄の年士控事として忍乃  
以時とれども乃等級を分て老鑑抄上中  
阿の抄に元より三級五人の路より拾人の以  
て次第次第年士を不依を考て中下性の中  
いふいあり是を大略して控事より控の等  
級を定めて之を係を命せしめて之を席につく  
常の事とて或は席よりして任なり或は任より  
席なり又ハ之を以ていふるとは任を考て

席をすめをせしめて之を選舉乃及自ら  
して大方の事ハ一職ふりて之任よりして  
任副任あり控事をいふる如くさう不當な  
任なり任を任はけて卷用の程を減付  
はるに降き付ひるとは五年三年にて後  
定任を命せしめて之を攝負乃沙汰の如  
く叙任乃若し我朝に職使を任用とて  
書るる日觀要考といふもの我朝に事と評  
して之を席席とていふれども之を長知ると

いへる道をも、いふまゝに人々や兵農工商の  
醫をたゞ傳はせし、儒を事はしむるも  
吾國を人々も天下の地なりとてあつた  
みゝるに我朝の凡そを、自之ひとてそのま  
川へ、只傳せり荒涼しいり、はるに、  
さも、いひぬき、ゆ、さ、お、何、さ、  
物、さ、昔、國、の、學、館、と、建、れ、ひ、ら、く、り、い、ひ、さ、  
ち、る、と、と、一、若、教、授、林、山、定、政、石、儀、宗、正、  
我、と、歸、は、る、名、の、志、と、君、村、不、氣、過、あり、と

關、東、年、勅、の、度、も、必、石、具、と、さ、と、い、ひ、て、  
さ、と、不、教、育、と、さ、い、と、傳、も、あ、り、い、つ、て、廣、  
十、二、年、必、傳、り、お、と、さ、と、教、授、法、印、と、い、ふ、を、  
教、授、せ、り、い、つ、さ、次、市、名、の、塾、字、子、厚、朝、陽、  
派、お、傳、號、を、先、お、し、つ、り、市、を、所、と、す、て、父、を、久、  
た、り、治、等、号、を、傳、存、と、い、ひ、一、日、村、お、傳、母、の、  
久、成、号、の、字、有、教、授、と、い、つ、野、と、い、ひ、い、つ、何、  
此、或、人、心、を、合、を、り、程、米、の、言、を、研、究、一、願、の、  
程、書、を、抄、け、り、と、文、集、を、傳、存、遺、稿、と、い、

世に接して茂波前足牙いと記なきより唐訓  
小智の教を修し教誨ありし時年三十三  
十も是より一是より菩提念慮凡少く  
余亦乃其より其より物言を多りし  
君乃老長はくうて教誨の詳を魏を達て極言  
の志を以て隣国教誨儒去門より出る  
を教多りし一は家中乃例とて其家より  
別少少身を在りしと志ふ不修を賜はぬ  
されは慈も年毎に厚米五石を以て其乃

聖書選

て聖書にあり君平去乃後於かくして六百  
儀書はの徳とて其を多し其小勅誨多し訓  
導何の皆程ふ後して不修を賜はぬ  
すもなまの向はる所はくうて其後を有り  
み書はの徳とて其を多し其小勅誨多し訓  
加一用しる今其書の當りし徳を家業とて  
聖書道とて一たるよとて其れは其れは  
志たりたるを儒の道は人の道は何れとて  
家業を定むは其れとて其れは其れは



五—文儒も武職ふるてて用ひたす可く  
たふすも紀事にも傳ふて玉の家中小か  
り僧道をもたす—  
五いふももに志をていけはさうす可

一 兼由波つ藝能多きとの馬軍衛尉兼  
と極めたるをけなきより 学文を好そ侍  
の邊を南部の學ひたそを名に— 君命  
家集と梓ゆせむに海園詩集とて世に流  
布せる書画印家また人下傳れたる心碑

少く極りて無物や長長船名とて一萬子  
石領せ— 漢代の家老の才なり—を例の少  
極りて中老近きなり— 年若き程ふ  
妻を失いて再娶し唐の王維は風信光  
を何うなる君もみなきとの少くは光光  
々々— 壬午院上六子を己ぬれぬ園を事  
まひくるとりなく 法はを望む中せら  
なき— 小治— 故の家を— 継せては  
老を貴ぶ料少く八十人扶持はりぬり



路よりしやと千ころたれいよと麒麟の  
もせこれぬぞのこまひさ

一 宝曆五年尚書の洪水とてたむくくつ  
事なれ月朝より降あくるものたをた  
ゆへはくくくく九近あやとを辰川  
水とてゆれあふ<sup>新</sup>部乃流たふより忽ち  
崩さく秋唐川をせきるは川波逆さ  
山をほし陸よのたをくくくくくく  
方々なる程あやとをせきを押流く可ふ

川下の方へうちたれいよの萩屋より所の  
堤敷す所忽ち切さく甲も柳もさふより神社  
併園よりぬき身の人家流れを瀬に死する  
よの敷百人目もあまはぬむねをりしと年  
君河つとます甲もれい急あそ中を流る  
層削 上義あひいゆけくすむお日

秋分肥後とて六月朝より月夜ま

遊く流南洪水山崩指を破指と免

一言教和六書とて新余 湖入石砂入洗割崩

は田或七百石松前金畑老子<sup>廿八</sup>原高金<sup>毎石</sup>

右損亡破損<sup>ハ</sup>水引<sup>ハ</sup>之<sup>ハ</sup>古改國行<sup>ハ</sup>而<sup>ハ</sup>在<sup>ハ</sup>  
夫<sup>ハ</sup>中<sup>ハ</sup>城<sup>ハ</sup>右<sup>ハ</sup>損<sup>ハ</sup>而<sup>ハ</sup>部<sup>ハ</sup>村<sup>ハ</sup>内<sup>ハ</sup>古<sup>ハ</sup>小<sup>ハ</sup>部<sup>ハ</sup>於<sup>ハ</sup>唐<sup>ハ</sup>川<sup>ハ</sup>  
筋<sup>ハ</sup>者<sup>ハ</sup>之<sup>ハ</sup>崩<sup>ハ</sup>下<sup>ハ</sup>石<sup>ハ</sup>之<sup>ハ</sup>崩<sup>ハ</sup>先<sup>ハ</sup>之<sup>ハ</sup>或<sup>ハ</sup>百<sup>ハ</sup>間<sup>ハ</sup>横<sup>ハ</sup>臣<sup>ハ</sup>務<sup>ハ</sup>官<sup>ハ</sup>控<sup>ハ</sup>  
崩<sup>ハ</sup>唐<sup>ハ</sup>川<sup>ハ</sup>途<sup>ハ</sup>下<sup>ハ</sup>有<sup>ハ</sup>之<sup>ハ</sup>山<sup>ハ</sup>崩<sup>ハ</sup>先<sup>ハ</sup>之<sup>ハ</sup>或<sup>ハ</sup>百<sup>ハ</sup>間<sup>ハ</sup>程<sup>ハ</sup>先<sup>ハ</sup>上<sup>ハ</sup>  
是<sup>ハ</sup>上<sup>ハ</sup>崩<sup>ハ</sup>先<sup>ハ</sup>於<sup>ハ</sup>唐<sup>ハ</sup>川<sup>ハ</sup>旁<sup>ハ</sup>理<sup>ハ</sup>之<sup>ハ</sup>方<sup>ハ</sup>洪水<sup>ハ</sup>却<sup>ハ</sup>て<sup>ハ</sup>逆<sup>ハ</sup>流<sup>ハ</sup>  
仕<sup>ハ</sup>水<sup>ハ</sup>之<sup>ハ</sup>三<sup>ハ</sup>年<sup>ハ</sup>間<sup>ハ</sup>徒<sup>ハ</sup>上<sup>ハ</sup>山<sup>ハ</sup>石<sup>ハ</sup>之<sup>ハ</sup>崩<sup>ハ</sup>先<sup>ハ</sup>之<sup>ハ</sup>或<sup>ハ</sup>百<sup>ハ</sup>間<sup>ハ</sup>程<sup>ハ</sup>先<sup>ハ</sup>上<sup>ハ</sup>  
振<sup>ハ</sup>水<sup>ハ</sup>勢<sup>ハ</sup>一<sup>ハ</sup>回<sup>ハ</sup>小<sup>ハ</sup>川<sup>ハ</sup>之<sup>ハ</sup>流<sup>ハ</sup>亦<sup>ハ</sup>加<sup>ハ</sup>増<sup>ハ</sup>上<sup>ハ</sup>道<sup>ハ</sup>幅<sup>ハ</sup>狭<sup>ハ</sup>者<sup>ハ</sup>  
金<sup>ハ</sup>振<sup>ハ</sup>決<sup>ハ</sup>り<sup>ハ</sup>四<sup>ハ</sup>十<sup>ハ</sup>間<sup>ハ</sup>程<sup>ハ</sup>之<sup>ハ</sup>を<sup>ハ</sup>増<sup>ハ</sup>助<sup>ハ</sup>悉<sup>ハ</sup>意<sup>ハ</sup>最<sup>ハ</sup>上<sup>ハ</sup>之<sup>ハ</sup>右<sup>ハ</sup>

先<sup>ハ</sup>担<sup>ハ</sup>越<sup>ハ</sup>中<sup>ハ</sup>身<sup>ハ</sup>入<sup>ハ</sup>國<sup>ハ</sup>の<sup>ハ</sup>東<sup>ハ</sup>流<sup>ハ</sup>之<sup>ハ</sup>を<sup>ハ</sup>損<sup>ハ</sup>害<sup>ハ</sup>別<sup>ハ</sup>々<sup>ハ</sup>  
先<sup>ハ</sup>先<sup>ハ</sup>之<sup>ハ</sup>村<sup>ハ</sup>乃<sup>ハ</sup>之<sup>ハ</sup>所<sup>ハ</sup>溺<sup>ハ</sup>死<sup>ハ</sup>之<sup>ハ</sup>を<sup>ハ</sup>多<sup>ハ</sup>之<sup>ハ</sup>を<sup>ハ</sup>由<sup>ハ</sup>江<sup>ハ</sup>  
全<sup>ハ</sup>仕<sup>ハ</sup>信<sup>ハ</sup>行<sup>ハ</sup>中<sup>ハ</sup>之<sup>ハ</sup>右<sup>ハ</sup>以上

寛曆五年八月廿

中<sup>ハ</sup>之<sup>ハ</sup>水<sup>ハ</sup>古<sup>ハ</sup>流<sup>ハ</sup>之<sup>ハ</sup>を<sup>ハ</sup>も<sup>ハ</sup>渺<sup>ハ</sup>々<sup>ハ</sup>之<sup>ハ</sup>暗<sup>ハ</sup>原<sup>ハ</sup>之<sup>ハ</sup>方<sup>ハ</sup>  
之<sup>ハ</sup>を<sup>ハ</sup>也<sup>ハ</sup>而<sup>ハ</sup>津<sup>ハ</sup>水<sup>ハ</sup>之<sup>ハ</sup>増<sup>ハ</sup>之<sup>ハ</sup>八<sup>ハ</sup>代<sup>ハ</sup>一<sup>ハ</sup>郡<sup>ハ</sup>の<sup>ハ</sup>志<sup>ハ</sup>之<sup>ハ</sup>を<sup>ハ</sup>  
真<sup>ハ</sup>乃<sup>ハ</sup>甜<sup>ハ</sup>之<sup>ハ</sup>成<sup>ハ</sup>之<sup>ハ</sup>を<sup>ハ</sup>竟<sup>ハ</sup>元<sup>ハ</sup>之<sup>ハ</sup>を<sup>ハ</sup>之<sup>ハ</sup>以<sup>ハ</sup>て<sup>ハ</sup>流<sup>ハ</sup>速<sup>ハ</sup>小<sup>ハ</sup>  
築<sup>ハ</sup>之<sup>ハ</sup>ん<sup>ハ</sup>て<sup>ハ</sup>あ<sup>ハ</sup>り<sup>ハ</sup>之<sup>ハ</sup>を<sup>ハ</sup>老<sup>ハ</sup>臣<sup>ハ</sup>評<sup>ハ</sup>議<sup>ハ</sup>を<sup>ハ</sup>折<sup>ハ</sup>以<sup>ハ</sup>て<sup>ハ</sup>川<sup>ハ</sup>の<sup>ハ</sup>言<sup>ハ</sup>  
山<sup>ハ</sup>乃<sup>ハ</sup>落<sup>ハ</sup>て<sup>ハ</sup>流<sup>ハ</sup>の<sup>ハ</sup>急<sup>ハ</sup>之<sup>ハ</sup>を<sup>ハ</sup>矢<sup>ハ</sup>を<sup>ハ</sup>以<sup>ハ</sup>て<sup>ハ</sup>如<sup>ハ</sup>く<sup>ハ</sup>款

原の提はさめふかきくくくは是を築島ん  
 事又なき大事や前主か藤肥後忠康  
 朝臣の母か友古馬と無字方と文武善徳の老  
 長心かをさく一氏成まきり女世ふ字方程は  
 志つるくくくくくく世人と事成ひる  
 稲津は老の朝務とく敬目かありらる志進と  
 出く字方ととも異神出たりし事一曰く人  
 せん少<sup>夫</sup>まき人程のく何事成せぬ事か  
 海きくく事ふは男の志ふ私事くく志なり

とく君ふ之世告きりくくく別朝務者くく  
 朝務承りて凡男女年十九以上を速く存  
 厚ん事ふは皆朝務を承る事く朝中少中福  
 之任朝を三少少くくくく

男 上五拾朔 中八拾五朔 下七拾朔  
 女 上六拾五朔 中七十朔 下五拾五朔

右の定めて見母と所之は是の種くくく或国ハ  
 集る男女致万く朝務を承るをわくく水澄  
 より三百年大なるくくくくくくくくくく



忍びの口をいふをいふは才諳うて收ひ  
らる世は為す者猶ほいふことよの世に三言を  
能くする侍をうける天性心種く一を言も智  
意あり陸徳源殿の以の成内乃租税滞りて必  
用是くするもふたれ猶ほいふことよの世に三言を  
をいふいふは三年乃内ふ豊ふす一をいふは  
其期少ありて十せり遠ひたを後院くよ  
まらん心もあつた中せり一をいふは三言を  
収むたされぬふりて一をいふは巡りて友

なとの程なるよの推問一の中も答へるべきを  
数人かゝるをそ首切らるるれは一をいふは  
去り者の齋ふらるる如く皆目を法てくま  
り六は海ははをく事よきとて一をいふは  
いて一をいふは字もなかり死目はそれよ  
いふのまじり民もの收り聲あまの満るる  
まは濁るる水の俄ふはみよんを記してよの  
事はうりてく養えらる種をいふは  
いま一をいふは徳るる小郡の徳をいふは

善方といふはふまされしはふふ能くたるを  
君の民は奴は郡国をいふまふふいれは  
軍はくまふたふりやふまふふふふふふ  
民もささるりいふふふ

一 吾ふ阿蘇を官目といふ有る神武天皇の弟二  
の清子後諸天皇は清子を神井再命と申  
すの夫々下をいふふふふふふふふふふ  
あつて清子後諸天皇は清子を神井再命の弟  
六の清子後諸天皇は清子を神井再命の弟

くは是れ以蘇太神なり景行天皇は蘇業巡  
狩しついで太神は土師以蘇津彦阿蘇  
津彦と成るといふ太神乃清子後命  
勅しついでをいふ太神乃清子後命  
いふを乃唯典ふと近七十九代連綿といふ  
能く後を良帝乃御宇に玉郡散多殿  
勅をいふ内裏造言をいふとすなり  
の大宮目惟豊宮神使に臣下臣のなりとす  
いふ事なりといふ事なりといふ事なり



世を平くして世にのびて記をりし程ふ世乃  
此れ千燈き家恩衰へ失却して山の雲ふ  
身を隠して疾をそ茶の由之が履と斗流法  
教を求むるはくくくくくくくくくくくく  
能くくくくくくくくくくくくくくくく  
ちう家てさへハ代毎に自叙の概巻より五  
位中よりくくくくくくくくくくくくくく  
くくくくくくくくくくくくくくくくく  
速乃概巻より叙任せしるま後何とくく<sup>子</sup>記

の材目より速の中ふくくくくくくく  
惟典宿祿家よりふくくくくくくくく  
きくくくくくくくくくくくくくくく  
甲くくくくくくくくくくくくくくく  
悲海くくくくくくくくくくくくくく  
されくくくくくくくくくくくくくく  
叙任くくくくくくくくくくくくくく  
くくくくくくくくくくくくくくく  
妙解寺恭請寺くくくくくくくくく

華老の如く少くも中にも妙祥寺代前  
の公達をやりて嗣法をとと命神儀寺  
すとと必信經ふのなり寺院等々ととこれ  
らも皆を教ふとと所法せらるとと中にも大梁山  
勅賜大慈禪寺とととを因祖を憲慈意  
ととを後ら御帝等二所學以徳帝因母の法  
才二教守を出家とと在教をとと改りて  
道元禪師の才をとと禪を學とと以とと近  
今とと存師頑徳をとと以ととすとと

氣識をととこれに龜山希村史法信徳作ととを  
紫衣家勲を揚り官守ふととされとと母をこれに  
法皇長老とととすととるとと若後世に紫衣平  
寺ととと至乃止ととすとと一とと程の事ととすとと二  
因未以治世乃初ととすととるとと久とと三とと世とと以とと以とと  
さととるととれとと八とと寒とと處ととりとと七とと十とと七とと世ととの経持自とと  
内とと其ととんととをとと京ととふととをとと裁とと衣とと永とと平とと寺ととより  
支とと一ととすととらととりととむととるとと歸とと寺ととにとと以とと登とと  
夢ととりととすととるとと八とと世とと龍とと谷とと如とと尚ととるとと心とと永とと平

幸のちふつけられ尚侍の位授けられ相  
傳宗弟より成日可々奉二世太初高君乃  
世宗弟より成日可々奉二世太初高君乃  
世宗弟より成日可々奉二世太初高君乃  
世宗弟より成日可々奉二世太初高君乃  
世宗弟より成日可々奉二世太初高君乃  
世宗弟より成日可々奉二世太初高君乃  
世宗弟より成日可々奉二世太初高君乃  
世宗弟より成日可々奉二世太初高君乃  
世宗弟より成日可々奉二世太初高君乃

臨の事は御も容れりたり是は公事の  
磨きとるを具へ總て入るを喜ぶ心は  
包みかくれ御も御も御も御も御も御も  
御も御も御も御も御も御も御も御も  
御も御も御も御も御も御も御も御も御も  
御も御も御も御も御も御も御も御も御も  
御も御も御も御も御も御も御も御も御も  
御も御も御も御も御も御も御も御も御も  
御も御も御も御も御も御も御も御も御も  
御も御も御も御も御も御も御も御も御も

魏方德編卷之二十四終

